

## さわやかナーシングみたけ（障害者短期入所） 利用料金表

## 1. 介護給付の対象となるサービス

## (1) 福祉型短期入所サービス費Ⅰ（1日あたりの負担額）

	単位数	利用者負担額
区分1・2	498単位	498円
区分3	570単位	570円
区分4	634単位	634円
区分5	767単位	767円
区分6	903単位	903円

## 福祉型短期入所サービス費の減算

減算内容	減算額
利用者の数が利用定員を超える場合	30%に相当する額
従業者の員数が基準に満たない場合	30%に相当する額
身体拘束廃止未実施減算	5円/日

## (2) その他の加算される料金

加算項目	加算内容	利用者負担額
短期利用加算	利用開始日から30日以内の期間においてサービスを提供した場合。 1年につき30日を限度。	30円/日
常勤看護職員等配置加算Ⅰ	看護職員を常勤換算方法で1人以上配置している場合	10円/日（定員6人以下）
常勤看護職員等配置加算Ⅱ		8円/日（定員7人以上12人以下）
常勤看護職員等配置加算Ⅲ		6円/日（定員13人以上17人以下）
常勤看護職員等配置加算Ⅳ		4円/日（定員18人以上）
重度障害者支援加算	重度障害者等包括支援の対象者に相当する利用者に対してサービスを提供した場合。	50円/日
	重度障害者支援加算を算定しており、さらに強度行動障害を有する利用者に対して、強度行動障害支援者養成研修修了者が支援を行った場合。	10円/日
医療連携体制加算Ⅰ	医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合。	32円/日
医療連携体制加算Ⅱ	医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合。	63円/日
医療連携体制加算Ⅲ	医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合。	125円/日
医療連携体制加算Ⅳ	医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が4時間未満である場合。	960円/日（利用者が1人）
		600円/日（利用者が2人）
		480円/日（利用者が3人以上8人以下）

医療連携体制加算V	医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が4時間以上である場合。	1600円/日（利用者が1人）
		960円/日（利用者が2人）
		800円/日（利用者が3人以上8人以下）
医療連携体制加算VI	特別な医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が8時間以上である場合。	2000円/日（利用者が1人）
		1500円/日（利用者が2人）
		1000円/日（利用者が3人）
医療連携体制加算VII	看護職員が介護職員等に喀痰吸引に係る指導のみを行った場合（看護職員1人あたり）	500円/日
医療連携体制加算VIII	研修を受けた介護職員等が喀痰吸引等を実施した場合	100円/日
医療連携体制加算IX	日常的な健康管理や医療ニーズへの適切な対応がとれる体制等を整備している場合	39円/日
栄養士配置加算I	常勤の栄養士を1名以上配置し、利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意して安全な食事管理を行っている場合。	22円/日
栄養士配置加算II	栄養士を1名以上配置し、利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意して安全な食事管理を行っている場合。	12円/日
利用者負担上限額管理加算	事業所において利用者負担合計額の管理を行った場合。	150円/1回
食事提供体制加算	低所得者等に対して、事業所の調理員による食事提供又は委託業者による食事提供のための体制を整え、食事の提供を行った場合。	48円/日
緊急短期入所受入加算I	居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、緊急にサービスを提供した場合。利用を開始した日に限る。	180円/日
送迎加算	居宅又は事業所の最寄り駅、集合場所と事業所との間の送迎を行った場合。	186円/1回
福祉・介護職員処遇改善加算I	厚生労働大臣が定める基準に適合して、福祉・介護職員の沈金の改善等を行っている場合。	(1) + (2) の該当するものの8.6%に相当する金額
福祉・介護職員処遇改善加算II		(1) + (2) の該当するものの6.3%に相当する金額
福祉・介護職員処遇改善加算III		(1) + (2) の該当するものの3.5%に相当する金額
福祉・介護職員処遇改善特別加算	厚生労働大臣が定める基準に適合して、福祉・介護職員の沈金の改善等を行っている場合。	(1) + (2) の該当するものの0.9%に相当する金額
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	厚生労働大臣が定める基準に適合して、福祉・介護職員の沈金の改善等を行っている場合。	(1) + (2) の該当するものの2.1%に相当する金額

### (3) 地域区分

事業所の所在する御嵩町は「その他」に該当します。

(1) および(2) は表示の料金に1,000を乗じた額が実際の利用者負担額になり

## 2. 介護保険給付の対象とならないサービス

### ① 食費

内訳	1日あたり
(令和3年8月から) ※朝食345円、昼食600円、夕食500円	1,445円

II その他の費用

項目	内容	利用者負担額
理美容代	理美容師の出張による、理髪・美容サービスを受けられた場合	実費（業者の定める金額）
喫茶	施内喫茶を利用された場合	100円
電気使用量	事業所内で施設備え付け機器以外の電化製品を使用された場合	1台につき500円/月
その他の日常生活品等	利用者の希望により日常生活に使用する品物を購入された場合	実費
クラブ活動の材料費	事業所内で行うクラブ活動に参加された場合	実費
娯楽・行事費用	利用者の希望により娯楽や行事に参加された場合	実費